

第3号様式

保育の実施に関する同意書

千代田区長・千代田区教育委員会

園長・施設長

宛

- 1 入園申請に当たり「申込児童に関する意見書」及び「保育のめやす」を千代田区に提出する必要があります。
 - ・内容について、主治医に直接意見、助言及び指導を受けることがあります。
 - ・内容について、千代田区関係部署、連携医療機関と情報共有を行う場合があります。
 - ・上記書類について、入園が決定した場合は、区から写しを決定園(事業者)に提供します。
- 2 入園内定後は面接及び健康診断を実施します。また、保育開始から一定期間を「体験保育実施期間」とし、集団保育を試行実施します。面接、健康診断及び体験保育を実施した結果、保育施設での集団保育の実施が著しく困難と判断すべき事由が発生した場合は、内定取り消しになることがあります。
- 3 保育施設における集団保育が困難と判断された場合、ご希望に応じて【障害児訪問保育アニー】を紹介します。アニーの利用を希望される場合、保育事業者の受け入れ状況や保育実施のための調整により、入園希望月に保育を開始できない場合があります。
- 4 児童の状況が変わったとき及び家庭状況調査書を提出するときには、改めて、上記1に掲げる書類を提出してください。
- 5 児童の状況が変わり、保育ができないと主治医や専門医が判断した場合には退園となる場合があります。
- 6 保育及び緊急時の対応は、「申込児童に関する意見書」及び「保育のめやす」に基づいて行います。
- 7 主治医に対する診療報酬、文書料等は、保護者が負担します。

以上に掲げる事項について、全て同意します。

年 月 日

保護者氏名
